

周南流域下水道指定管理者募集要項

令和 7 年 9 月

山口県土木建築部都市計画課

【 目 次 】

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	指定管理者が管理を行う施設	1
3	業務の内容	3
4	指定期間	4
5	指定管理料	4
6	経理及び管理口座	4
7	管理の基準（リスク分担表）	5
8	業務実施に当たっての留意事項	5
9	業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項	6
10	選定スケジュール	7
11	応募の資格	8
12	応募の方法	9
13	優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定	13
14	問い合わせ先	16

周南流域下水道指定管理者募集要項

この募集要項は、周南流域下水道の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項及び山口県流域下水道条例（昭和61年山口県条例第1号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度の導入により、周南流域下水道の管理について、民間の能力を活用しつつ経費の削減等を促し、業務の効率化を図ることを目的とします。

2 指定管理者が管理を行う施設

このたび指定管理者に管理を委ねようとする施設は、周南流域下水道の管渠及び処理場で、現況施設は下記表1、2のとおりです。

これらを令和8年度から5年間、管理していただきます。

5年間に新たに稼働する施設はありません。

【管渠】

表1 管渠施設

管渠ルート の名称	起 終 点	最大内のり 寸法 (mm)	最小内のり 寸法 (mm)	延 長 (m)	公共下水道 接続点 (箇所)
島田川幹線	光市大字浅江字懸山地先から 岩国市玖珂町字有延まで	1,650	600	25,940	13
熊毛 第1幹線	光市大字小周防字下福田から 周南市大字安田字赤田まで	700	400	1,500	1
熊毛 第2幹線	光市大字小周防字西古土井から 周南市大字中村字五反田まで	600	450	1,370	1
熊毛 第3幹線	光市大字小周防字上橋本から 周南市大字大河内字郷ヶ坪まで	450	450	130	1
大和幹線	光市大字立野字五反田から 光市大字束荷字河隅まで	600	600	1,530	1

【処理場（周南浄化センター）】

位 置 ： 光市大字浅江字懸山地先

敷地面積 ： 14ha

処理方法 ： 標準活性汚泥法

表2 敷地内の主要な施設と設備

施設の名称	個数	構 造	能 力
流入管渠	1式	鉄筋コンクリート造り	流量 2.3 m ³ /秒
汚水沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・d
主ポンプ	4台	汚水ポンプ	6.5 m ³ /分 - 2台 15.0 m ³ /分 - 2台
最初沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造り 矩形一方向常流式	水面積負荷 1系 約35 m ³ /m ² ・d 2系 約50m ³ /m ² ・d
反応タンク	8池	鉄筋コンクリート造り	エアレーション時間約8h
送風機	4台		風量 10m ³ /minー1台 15m ³ /minー1台 50m ³ /minー1台 125m ³ /minー1台
最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造り 矩形一方向常流式	水面積負荷 約25m ³ /m ² ・d
紫外線消毒槽	4水路	鉄筋コンクリート造り	
放流渠	1式	鉄筋コンクリート造り	流量2.3 m ³ /sec
汚泥濃縮タンク	1池	鉄筋コンクリート造り 重力式	固形物負荷 約60 kg/m ² ・d
汚泥機械濃縮設備	2 系統	鋼板製 (常圧浮上濃縮)	固形物負荷 約20 kg/m ² ・時
第1次消化タンク	2槽	鉄筋コンクリート造り	消化日数 約20日
第2次消化タンク	1槽	鉄筋コンクリート造り	消化日数 約10日
ガスタンク	1基		容量 約 1,500 m ³
汚泥脱水機	2台		ろ布幅 3m、2m 約130kgDS/m・h

管理棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	中央管理室、水質試験室 事務室、会議室
ポンプ棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	沈砂池ポンプ室、 電気室、ホッパー室
送風機棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	送風機室、電気室
計量分配器棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	計量器室
脱水機棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	脱水機室、薬注室、 電気室
電気棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り	自家発電機室、電気室

流入汚水量予測

年度	水量
令和 8 年度	2 0 , 9 3 9 m3/日 平均
令和 9 年度	2 0 , 9 9 6 m3/日 平均
令和 1 0 年度	2 0 , 7 3 5 m3/日 平均
令和 1 1 年度	2 0 , 5 1 8 m3/日 平均
令和 1 2 年度	2 0 , 3 8 2 m3/日 平均

※平成 30 年 7 月以降、光市浄化槽汚泥を受け入れており、令和 9 年度以降は、同センター内に建設中の光市し尿受入施設からし尿を受け入れる予定である。

3 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行います。

業務の詳細については、業務水準書「2 業務範囲」で示します。

- (1) 運転管理業務
- (2) 施設管理業務
- (3) 建物の清掃業務等
- (4) 業務報告等
- (5) 負担物品及び物品の貸付け

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）の予定ですが、県議会の議決を経て確定します。

5 指定管理料

- (1) 周南流域下水道の管理に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料（委託料）を支払います。

指定管理料上限額（5 年間）	¥ 2, 3 6 6, 2 0 5, 0 0 0
（消費税及び地方消費税を含む。）	

※消費税率は10%とする。

- (2) 指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、「年度別協定」を締結して定めるものとします。

- (3) 指定管理料は、災害の発生などの特別な場合を除き、原則として増額しません。

ただし、流入量の増減に応じて比例的に増減する経費及び光熱費の増嵩や賃金水準の変動等に伴う指定管理料の不足分のうち、通常の物価変動によるものを超える部分については、毎年度、県と指定管理者が協議し、その分担の取扱いを決定します。

その他、指定管理者の経営努力により生じた利益については、当該利益の額があまりに過大であると認められる場合を除き、原則として指定管理者の利益とします。

- (4) 指定管理料は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで）を基準とし、指定管理者の請求により、支払います。支払時期や方法は別途、県と指定管理者が締結する協定において定めます。

6 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費は、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

7 管理基準（リスク分担表）

県と指定管理者のリスク分担は、おおむね業務水準書「16 リスク分担」のとおりとし、詳細は、県と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、予め定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、県と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとします。

8 業務実施に当たっての留意事項

（1）責任の所在

指定管理者は、本管理業務の実施主体として、その全てについて責任を負い、適正に実施していただきます。

（2）業務の再委託

指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託することは可能ですが、業務の全部を第三者に委託することはできません。

（3）法令等の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令や技術規範等がある場合は、それらを遵守してください。

特に、下水道法（昭和33年法律第79号）、山口県流域下水道条例（昭和61年山口県条例第1号）、山口県流域下水道規則（平成17年山口県規則第121号）、山口県流域下水道維持管理要綱を遵守するとともに、以下に留意してください。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ③ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ④ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑤ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ⑥ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ⑦ 廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑧ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- ⑨ 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
- ⑩ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑪ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑫ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

- ⑬ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ⑭ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑮ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑯ 山口県公害防止条例（昭和 47 年山口県条例第 41 号）
- ⑰ 山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号）
- ⑱ 山口県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年山口県条例第 40 号）

（４）事業評価

指定期間中は、以下の資料を提出していただき、それらをもとに県が事業評価を実施します。

① 月間業務報告書

翌月の初めに県に毎月提出していただきます。

② 年間業務報告書

年間業務期間（４月１日から翌年３月３１日まで）の終了後、その翌月の始めに県に提出してください。

- ・「月間業務報告書」、「年間業務報告書」の書式は、別途「協定」において定めます。

③ 評価項目

評価は、業務水準書で定める 3「放流水質基準」、4「維持管理要求水準」、10「汚泥に関する基準」、11「運転に関する条件」及び収支決算等に基づき行います。

（５）業務の水準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、県が是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

9 業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項

（１）協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置

県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

（２）指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、県は指定の取り消しができます。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定を取り消した場合、次の指定管理者が、円滑かつ支障なく周南流域

下水道の管理業務を遂行できるよう、速やかに業務の引き継ぎを行うものとします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、その結果、業務の継続が困難であると判断した場合、県は指定の取り消しができます。

なお、指定を取り消した場合、次の指定管理者が、円滑かつ支障なく周南流域下水道の管理業務を遂行できるよう、速やかに業務の引き継ぎを行うものとします。

10 選定スケジュール

指定管理者の選定スケジュールは、次のとおりとします。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 公募の公告 | 令和7年 9月12日(金) |
| (2) 募集要項等の配布 | 令和7年 9月12日(金)～同年10月14日(火) |
| (3) 図書の閲覧 | 令和7年 9月12日(金)～同年10月14日(火) |
| (4) 質問書の受付 | 令和7年 9月12日(金)～同年 9月30日(火) |
| (5) 現地説明会 | 令和7年 9月26日(金) |
| (6) 応募の受付 | 令和7年10月 1日(水)～同年10月14日(火) |
| (7) 書類審査 | 令和7年10月中旬～下旬頃 |
| (8) ヒアリング | 令和7年10月下旬～11月上旬頃 |
| (9) 優先交渉権者決定 | 令和7年11月上旬頃 |
| (10) 仮協定の締結 | 令和7年11月上旬～中旬頃 |
| (11) 議会の議決 | 令和7年12月中旬頃 |
| (12) 指定管理者の指定の公示 | 令和7年12月下旬頃 |
| (13) 基本協定の締結 | 令和8年 1月頃 |
| (14) 業務の引継ぎ等 | 令和8年 1月～ |
| (15) 年度別協定の締結 | 令和8年 3月 |
| (16) 管理開始 | 令和8年 4月1日(水) |

1 1 応募の資格

- (1) 公募に係る応募をしようとするものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とします。
- 1) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- イ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- 2) 主たる事務所を県内に有していること。
- 3) 標準活性汚泥法による下水道の処理施設の維持管理に係る業務の委託を受けた実績（発注者から直接業務の委託を受けたものに限る）を有していること。
- 4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- 5) 法人等の代表者が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- 6) 暴力団又は暴力団員等の統制下にあるものでないこと。
- 7) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。
- 8) 山口県における地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げたものでないこと。
- 9) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- 10) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の

構成員又は他の応募者でないこと。

(2) 共同体による応募

共同体（構成団体の全てが(1)の要件を満たす法人等である場合に限る。）による応募も可能です。ただし、その場合は、共同体全体を総括する代表団体を定めてください。また、原則として応募書類提出後の共同体構成団体の変更又は代表団体の変更は認められません。

(3) 応募に当たっての制限

- 1) 単体で応募する法人等は、共同体の構成団体として応募することはできません。
- 2) 複数の共同体の構成団体として応募することはできません。
- 3) 応募する法人が、山口県から、指名（参加）停止措置を受けた場合、当該法人等又は当該法人等が構成団体である共同体は、場合により応募資格を失うことがあるものとします。

1 2 応募の方法

(1) 募集要項等の配布

募集要項等を次により配布します。

※土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）は配布しません。

- 1) 配布期間 令和7年9月12日（金）～ 同年10月14日（火）
（配布時間：休日を除く、午前9時から午後5時まで）

2) 配布場所

ア 山口市滝町1番1号 山口県庁11階 土木建築部都市計画課

※都市計画課における配布は募集要項の配布のみとします。

※他の文書等については、山口県土木建築部都市計画課ホームページからダウンロードしてください。

イ 山口県土木建築部都市計画課ホームページ

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/index/>

(2) 図書の閲覧

流域下水道の施設台帳、図面等関連図書及び指定管理業務報告書の閲覧を希望される場合は、次により閲覧が可能です。（図書の貸出は行いません。）

1) 閲覧期間

令和7年9月12日（金）から同年10月14日（火）まで
（閲覧時間：休日を除く、午前9時から午後5時まで）

2) 閲覧場所

周南浄化センター管理棟会議室

光市大字浅江 1 0 9 2 9 番地の 1 2 5

T E L 0 8 3 3 - 7 2 - 4 4 4 4

3) 留意点

指定管理業務報告書については、収支決算書や修繕工事等の実績額・委託先を除き、閲覧可能です。

(3) 現地説明会の開催

1) 開催日時

令和 7 年 9 月 2 6 日 (金) 午後 2 時から

2) 開催場所

周南浄化センター管理棟会議室

光市大字浅江 1 0 9 2 9 番地の 1 2 5

T E L 0 8 3 3 - 7 2 - 4 4 4 4

3) 内容

ア 募集要項及び業務水準書の説明

イ 現場説明及び施設案内

4) 参加申込

参加を希望する法人等は令和 7 年 9 月 2 4 日 (水) 午後 5 時までに説明会参加申込書 (様式 1) を FAX 又は電子メールにより提出してください。

(F A X 083-933-3749、メールアドレス a18400@pref.yamaguchi.lg.jp)

5) 参加者

1 団体につき 2 名まで

6) その他

現場説明会の参加は任意であり、参加しないことで選定上不利になることはありません。

(4) 募集要項等に関する質問の受付

1) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 2 日 (金) から同年 9 月 3 0 日 (火) 午後 5 時まで

2) 受付方法

質問書 (様式 2) に記入のうえ、FAX 又は電子メールにより提出してください。

※電話、来訪などの口頭による質問は受け付けません。

(FAX 083-933-3749、メールアドレス a18400@pref.yamaguchi.lg.jp)

3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年10月14日(火)まで山口県土木建築部都市計画課ホームページにおいて公表します。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/index/>

※回答公表の際、質問者が明示されることはありません。

※回答は順次更新します。また、回答が遅れる場合は別途ホームページにおいてお知らせします。

(5) 応募の受付

1) 受付期間

令和7年10月1日(水)から同月14日(火)まで

(受付時間：休日を除く、午前9時から午後5時まで)

2) 提出書類

ア 指定管理者の応募について(様式3)

イ 管理業務に関する書類

a 事業計画書(様式4)

b 収支予算書(様式5)：年度ごと及び5ヵ年合計で作成

ウ 応募者に関する書類

c 団体概要(様式6)

d 下水道処理施設維持管理実績(様式7)

e 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

f 過去3年間の事業報告書又はこれらに類する書類

g 過去3年間の貸借対照表及び損益計算書(様式8)

h 法人等の役員の名簿及び履歴書(様式任意。但しA4用紙使用のこと)

i 法人にあつては、①当該法人の登記簿謄本、②国税(法人税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書(納税証明書「その3の3」)、③山口県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書

j 法人格を有しない団体にあつては、①代表者の国税(所得税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書(納税証明書「その3の2」)、②山口県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書、③個人県民税について滞納がないこ

とが確認できる市町村長の納税証明書

k 共同体にあっては、①共同体結成届出書（様式 9）、②共同体結成協定書又はこれに類する書類、③構成団体ごとに上記 c から j に係る該当書類

l 誓約書（様式 10）

3) 提出部数

上記 a から g については、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本 1 部、副本 10 部、h、k 及び l については正本 1 部、i 及び j については原本のみを提出してください。

4) 提出場所

山口県土木建築部都市計画課（県庁 11 階）

〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号

T E L 083-933-3740（直通）

5) 提出方法

提出書類に所要の事項を記入の上、受付期間中に持参または郵送してください。郵送は、簡易書留等の配達記録の残るものとし、期限までに必着とします。なお、FAX、電子メール等による受付は行いません。

(6) 応募に関する留意事項

1) 使用言語等

書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限ります。

2) 費用負担

応募に係る経費については、すべて応募者の負担とします。

3) 失格の条件

次のいずれかに該当する場合、失格となる場合があります。

ア 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 応募書類の作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないものの。

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ この要項に定められた手法以外の手法により、本件募集事務関係者に応募に

対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

4) 応募書類の取り扱い

ア 提出された応募書類の著作権は、応募した法人等に属します。ただし、県が指定管理者の選定過程や指定管理者の決定の公表等により必要とする場合は、応募書類の一部又は全部を無償で使用又は複製できるものとします。

イ 提出された応募書類は、返却しません。

ウ 受付期間後における応募書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。

エ 応募書類作成のため県が配布した資料を公表・使用することはできません。

オ 本要項において求める内容以外の書類については、受理しません。ただし、山口県が必要に応じて追加資料を求めることがあります。

カ 提出された応募書類は、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(7) 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出してください。

1.3 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

(1) 優先交渉権者の選定

1) 資格審査

応募書類の提出後、山口県土木建築部都市計画課において、応募者の資格要件の適否について審査を行います。

2) 選定委員会による審査

山口県周南流域下水道指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。

審査に当たっては、提出された事業計画書等について、書類審査及びヒアリングを実施した上で、協議検討を行います。

選定委員は、学識経験者、経営関係者、流域関連市の代表者の各分野から、6名の委員による構成としています。

※ヒアリング日程については、別途連絡します。

3) 審査の基準

審査基準、審査項目及び配点は次のとおりとします。

審査基準	審査項目	配点
流域下水道を利用する者の 平等な利用を確保すること ができるものであること。	○応募団体の概要、応募理由 ○下水道の基本的なあり方に関する考え方 ○流域下水道の維持管理に当たっての基本 方針	15
流域下水道の効用を十分に 発揮することができるもの であること。	○施設の維持管理の内容及び的確性 ・ 運転管理業務の実施方法 ・ 処理施設の管理方法 ・ 管渠施設の管理方法 ・ 水質検査業務の実施方法 ・ 環境緑地の管理方法 ・ 安全管理の方法 ・ ユーティリティの調達方法 ・ 施設・設備の修繕業務に対する対応方法 ・ その他業務の実施方法 ○災害等の緊急時の対応	30
流域下水道の管理に係る経 費の縮減を図ることができる ものであること。	○収支予算書 ○維持管理経費縮減のための方策	20
管理を安定的に行うために 必要な人的体制及び経済的 基礎を有するものである	○職員の配置計画、有資格者の配置計画及 び職員確保の方法等 ○職員の指導育成、研修体制 ○応募者の経営状況 ○同種施設の管理実績	25
その他	○個人情報保護 ○県内の産業・雇用への配慮 ○周辺住民への配慮、下水道のアピール	10
計		100

4) 優先交渉権者の選定

山口県土木建築部長は、選定委員会の報告を受け、優先交渉権者を選定します。

5) 選定結果の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、県のホームページなどで公表します。

6) 優先交渉権者との協議

県は、仮協定の締結に向けて、優先交渉権者と細目協議を行います。

優先交渉権者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者と協議を行います。

協議が整った場合は、仮協定を締結します。

(2) 指定管理者の指定

協議成立後、県は、山口県議会に対し、仮協定を締結した者を指定管理者とする旨の指定管理者の指定に関する議案を上程し、議決後に山口県知事が指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協定締結

協議に基づき協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

① 基本協定において定める事項

- ア 指定期間に関する事項
- イ 流域下水道の管理業務に関する事項
- ウ 県が支払う指定管理料に関する事項
- エ 事業評価及び事業報告に関する事項
- オ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 損害賠償等責任分担に関する事項
- キ その他、県が必要と認める事項

② 年度別協定において定める事項

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に県が支払う指定管理料に関する事項
- ウ その他県が必要と認める事項

1 4 問 い 合 わ せ 先

〒753-8501 山 口 市 滝 町 1 番 1 号

山 口 県 土 木 建 築 部 都 市 計 画 課 （ 担 当 ： 下 水 道 班 石 田 、 片 岡 ）

T E L 0 8 3 - 9 3 3 - 3 7 4 0 （ 直 通 ）

F A X 0 8 3 - 9 3 3 - 3 7 4 9

e-mail : a18400@pref.yamaguchi.lg.jp